

柏 福 指 内 第 1 5 号
平 成 2 7 年 2 月 1 2 日

柏原市内高齢者グループホーム代表者 様

柏原市健康福祉部福祉指導監査課長

老人福祉法及び同施行規則の改正により規定された「権利金等の受領禁止」の経過措置の終了について（通知）

平素は、本市の老人福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 72 号。平成 23 年 6 月 22 日公布）及び同改正省令（平成 24 年厚生労働省令第 11 号。平成 24 年 1 月 30 日公布）により、老人福祉法の認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）の利用者保護規定が下記のとおり改正されたことによって追加された「権利金等の受領禁止」について、経過措置の適用が平成 27 年 3 月 31 日までとなっておりますので、事業所の規定が権利金等の受領にあたるか再度ご確認ください。

また、あわせて、前払金を受領している場合は返還方法やそれを明示した契約方法についても改めてご確認をお願いいたします。

なお、運営規程を変更される場合は、柏原市福祉指導監査課に変更届出書の提出が必要となりますので、福祉指導監査課ホームページにて必要書類をご確認していただき、届出を行ってください。

記

改正老人福祉法及び同法施行規則の施行に伴い、平成 24 年 4 月 1 日から以下の点が変更されています。

（1）権利金等の受領禁止（法第 14 条の 4 第 1 項）

グループホームを運営する事業者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用以外の金品（権利金等）を受領できなくなります。

経過措置：平成 24 年 3 月 31 日までに設置の届出をされたグループホームは、平成 27 年 4 月 1 日以降に受領する金品から適用となります。

（2）前払金の返還方法を明示した契約の締結（法第 14 条の 4 第 3 項、規則第 1 条の 13 の 2）

グループホームを運営する事業者は、家賃等（入居一時金、介護一時金、協力金、管

理費、入会金その他いかなる名称であるかを問わず、グループホームを運営する事業者が収受するすべての費用。敷金（※1）は家賃の6月分相当額以内であれば対象外、その額を超える場合は対象）の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合、入居後3月以内に契約解除又は死亡した場合及び想定居住期間（※2）（前払金の償却期間）内に契約解除又は死亡した場合は、〔契約解除等までの日数×日割計算した家賃等〕を除き、前払金を返還する旨の契約（返還される前払金の額を記載）を締結しなければなりません。

経過措置：平成24年4月1日以降の入居者から適用

※1：敷金とは、賃借人が賃料を滞納したり、賃借人が不注意等によって賃借物に対して損傷・破損を与えた場合等の損害を担保するために、賃借人から賃貸人に対して預け入れるものであり、賃借物の明け渡しまでに、未払賃料や損害賠償金債務等、賃貸人に対する賃借人の債務が生じていなければ、敷金は賃借人に対してその全額が返還されることになるとされています。

詳しくは「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（平成23年8月国土交通所住宅局）をご参照ください。

※2：「想定居住期間」については、入居している又は入居することが想定される高齢者（母集団）の入居後の各年経過時点での居住継続率をもとに、居住継続率が概ね50%となるまでの期間を考慮して設定すること。

詳しくは「有料老人ホームにおける家賃等の前払金の算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法の明示について」（厚生労働省老健局高齢者支援課 事務連絡）をご参照ください。

参考

柏原市福祉指導監査課 ホームページ

- 老人福祉法及び同施行規則の改正により規定された「権利金等の受領禁止」の経過措置の終了について

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/201502060002/>

- 認知症対応型共同生活介護 変更届関係

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2014072400055/#02>

【問合せ先】

柏原市福祉指導監査課

TEL 072-971-5202（直通）